

PAZとは、原発から約5km圏、UPZとは、約5～30km圏を言います。

☐見開きにご覧ください。

「実効性ある避難計画」 策定に向けた主な課題と取組状況について

全県版*において、別途、東海第二発電所の安全性の検証状況などをお知らせしています。
30km圏にお住まいの方には、本広報紙により、順次、避難計画の検討状況の詳細についてお知らせします。
※原子力広報いばらき（全県版）は、県広報紙「ひばり」10月号に折り込まれています。

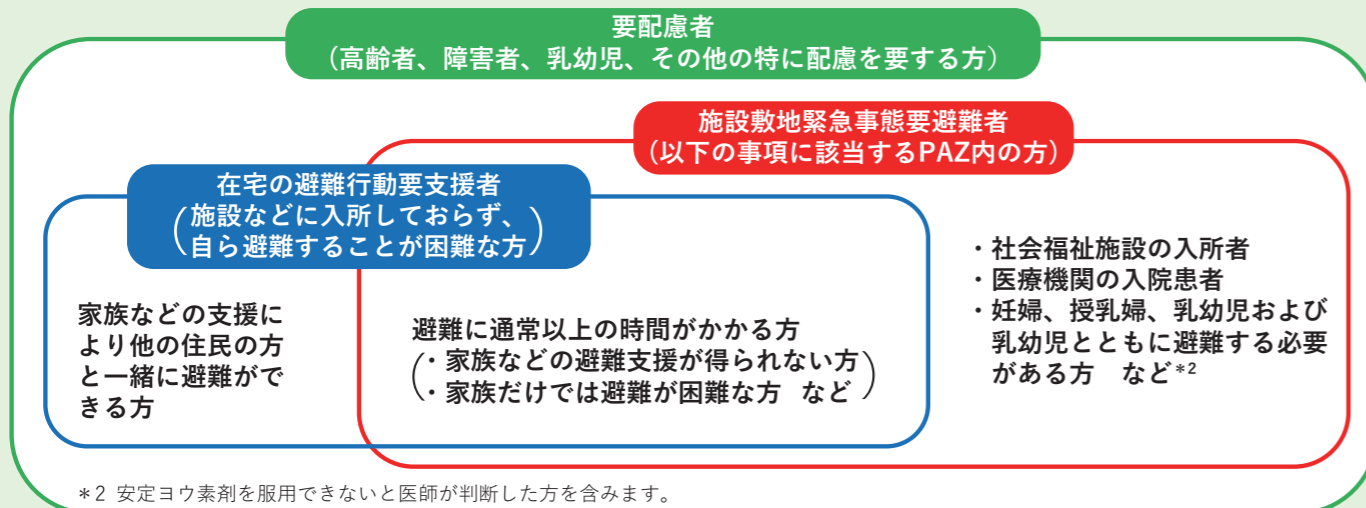
【取り組んでいる主な課題】

要配慮者の避難 ▶ 今回取り上げています

避難先の確保、移動手段の確保、安定ヨウ素剤の配布体制、避難退域時検査体制、屋内退避時の対応、複合災害への対応（停電時の対応、複数の原子力事業所における事故発生時の対応、行政機能の維持）、避難途中でのトラブル対策（ガソリン補給、降雪時の対応等）、避難所の運営、避難先での駐車場の確保、観光客への対応 等

要配慮者とは

要配慮者とは、災害対策基本法において「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されています。また、原子力災害時においては、PAZ内の社会福祉施設の入所者、医療機関の入院患者、要配慮者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかる方、妊婦、授乳婦、乳幼児および乳幼児とともに避難する必要がある方などは、「施設敷地緊急事態*1要避難者」として、一般の方より一段階早く避難することとしています。

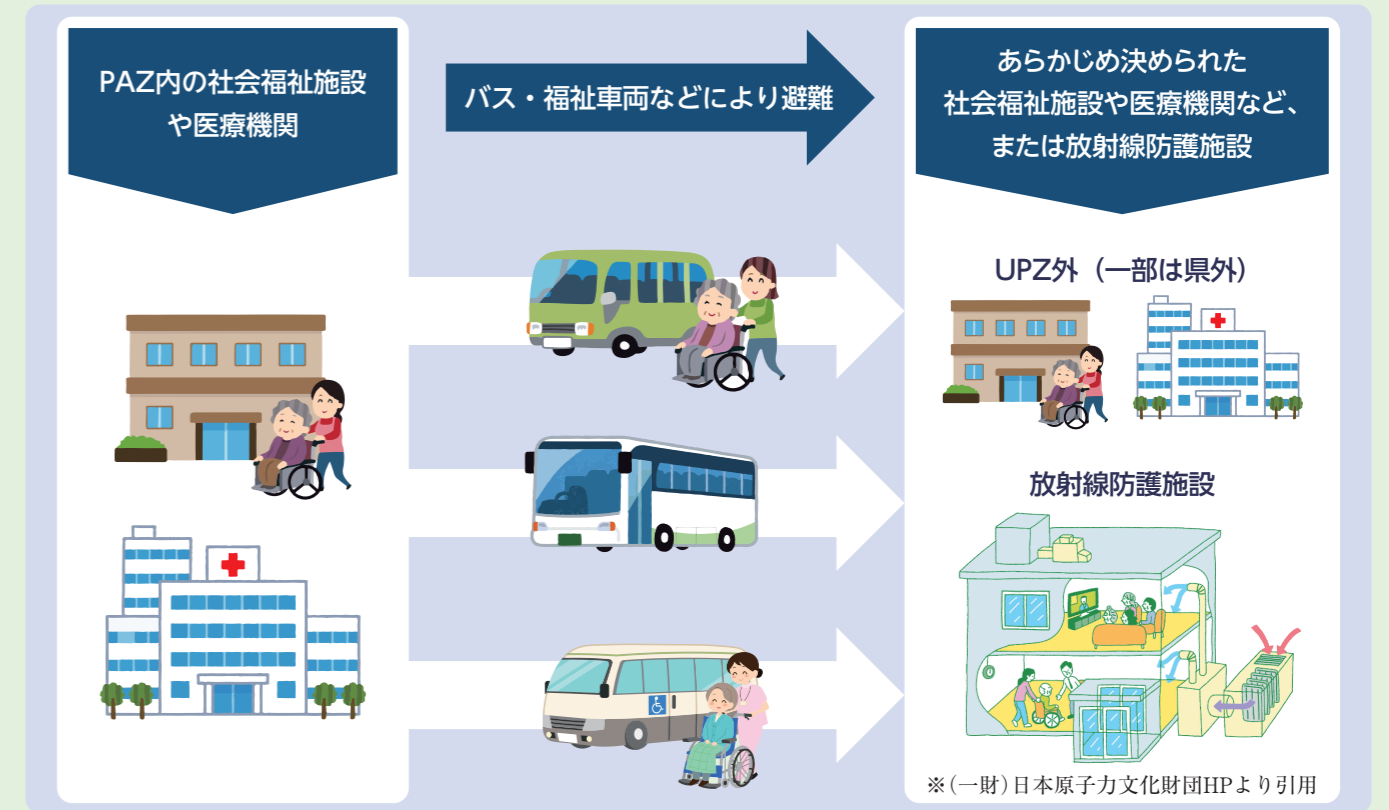


*1 原子力災害時は、原子力施設の状況に応じて警戒事態→施設敷地緊急事態→全面緊急事態の順に事故進展を3つに区分し、それぞれの段階で必要な防護措置を講じることとしています。

PAZ・UPZにおける要配慮者の避難について

(1) 社会福祉施設の入所者、医療機関の入院患者

PAZ内の方は、施設敷地緊急事態であらかじめ決められた社会福祉施設や医療機関などに避難します。ただし、早期避難が困難な方や避難に福祉車両が必要な方は、PAZを中心に整備している放射線防護施設で一時屋内退避することとなります。



UPZ内の方は、一般の方と同様に全面緊急事態で屋内退避となりますが、放射性物質が放出され、一定の空間放射線量率（一定時間当たりの放射線の量）を超えた地域の方は、あらかじめ決められた社会福祉施設や医療機関などに一時移転などを行います。

(2) 在宅の避難行動要支援者

PAZ内で避難に通常以上の時間がかかる方は施設敷地緊急事態で、その他の方は全面緊急事態で、あらかじめ決められた避難所などに避難支援者の協力のもと避難します。

UPZ内の方は、一般の方と同様に全面緊急事態で屋内退避を行いますが、放射性物質が放出され、一定の空間放射線量率を超えた地域の方は、避難支援者などの関係者の協力のもと、あらかじめ決められた避難先まで一時移転などを行います。

(3) 妊婦、授乳婦、乳幼児および乳幼児とともに避難する必要がある方など

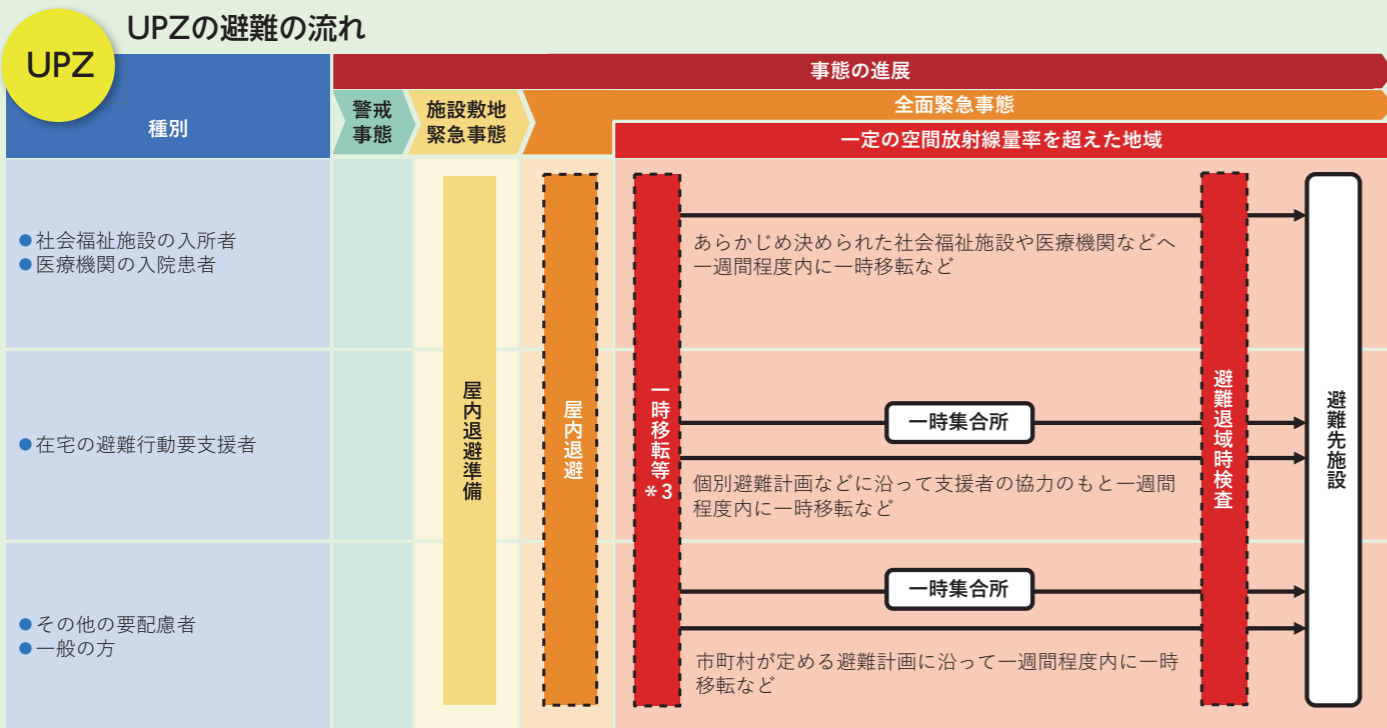
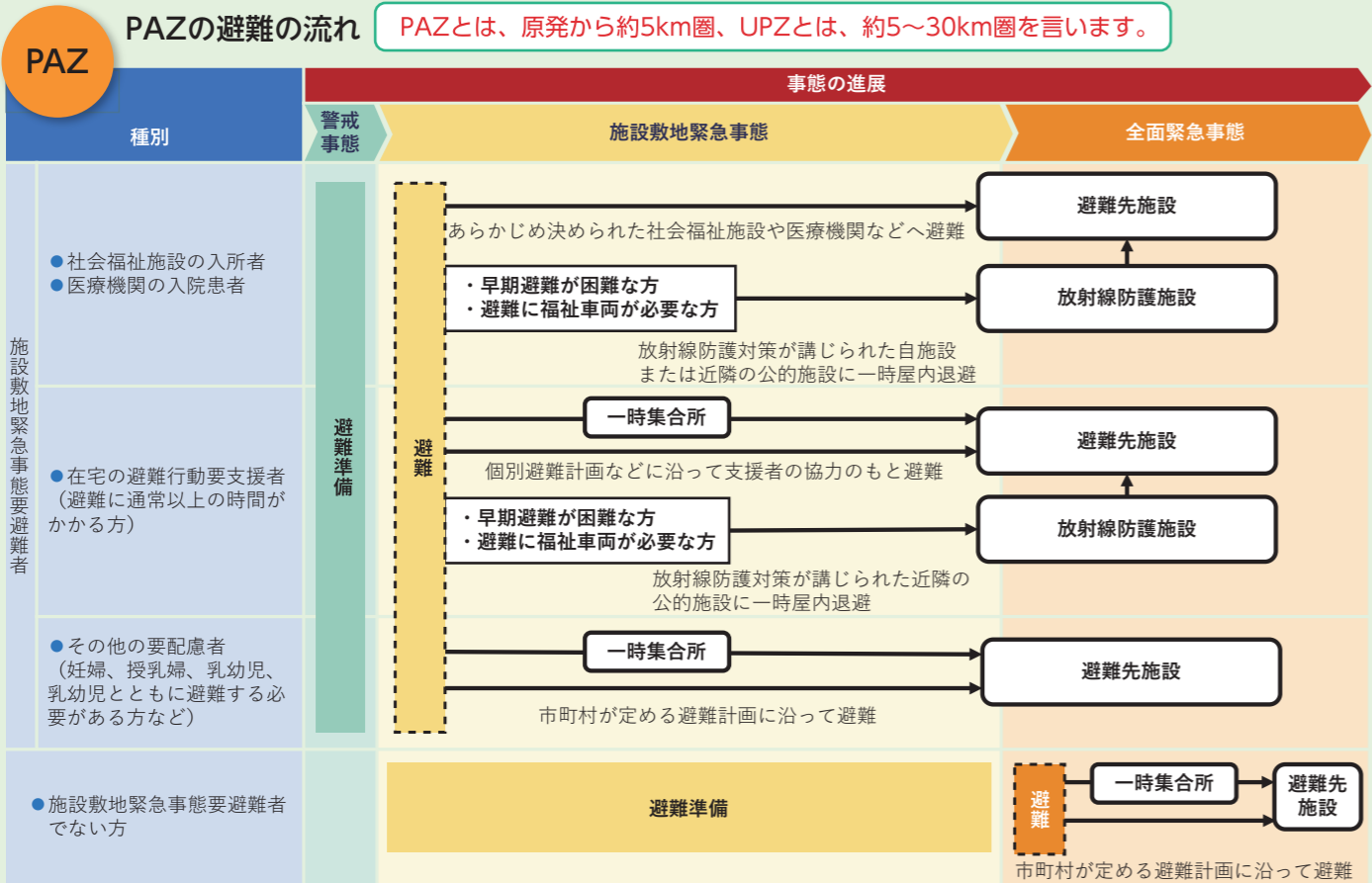
PAZ内の方は、施設敷地緊急事態であらかじめ決められた避難所に避難します。自家用車をお持ちでない方は、近くの一時集合所からバスで避難します。

UPZ内の方は、一般の方と同様に全面緊急事態で屋内退避を行いますが、放射性物質が放出され、一定の空間放射線量率を超えた地域の方は、一時移転などを行います。

(4) その他の要配慮者

PAZ内の方は、一般の方と同様に全面緊急事態であらかじめ決められた避難所に避難します。自家用車をお持ちでない方は、近くの一時集合所からバスで避難します。

UPZ内の方は、一般の方と同様に全面緊急事態で屋内退避を行いますが、放射性物質が放出され、一定の空間放射線量率を超えた地域の方は、一時移転などを行います。



*3 空間放射線量率の程度によって一週間程度内の一時移転などの指示が出ます。一時移転などに際しては、避難退域時検査(避難経路上で放射性物質が車両や衣服などに付着していないかを調べる検査)を実施した上で避難先まで移動します。

《主な検討事項》

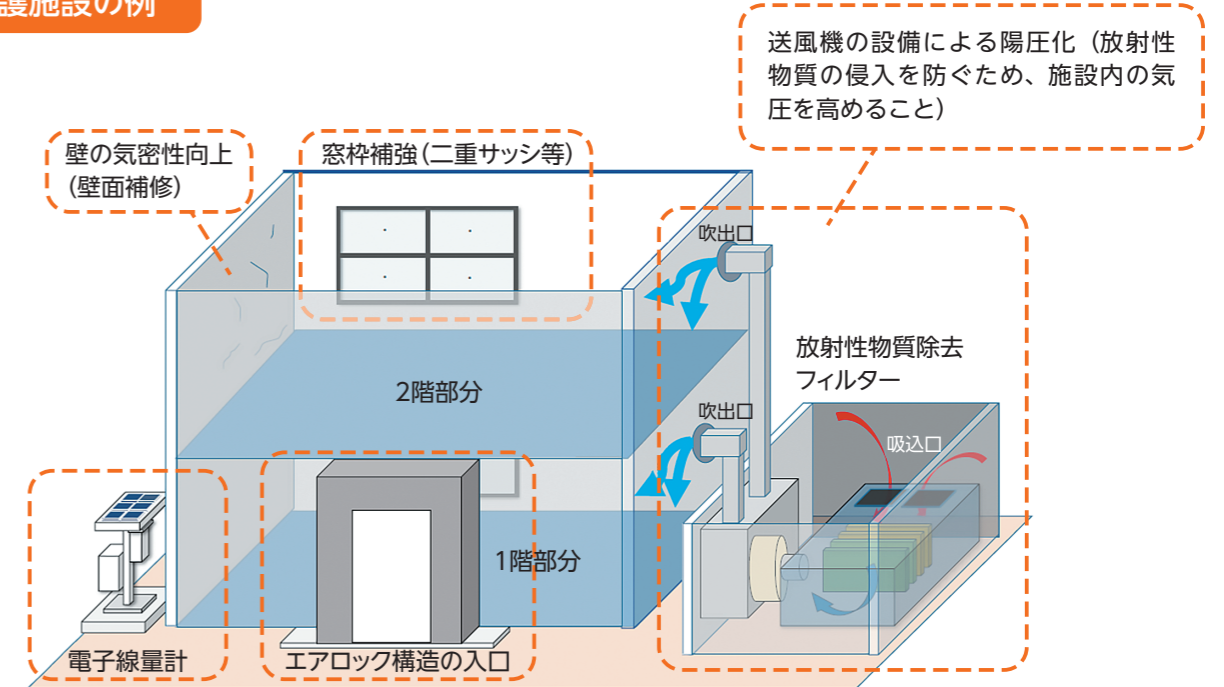
- PAZ・UPZ内の社会福祉施設や医療機関における避難計画の策定率は55.5% (令和4年9月1日時点) となっています。引き続き全ての対象施設で策定されるよう必要な支援を行ってまいります。
- 在宅の避難行動要支援者名簿は、PAZ・UPZ内の全14市町村で作成していますが、要支援者一人ひとりの個別避難計画を策定しているのは一部にとどまっています。引き続き先進事例の紹介や助言を行うなど市町村の策定を支援してまいります。

放射線防護施設と運営訓練

社会福祉施設の入所者、医療機関の入院患者、在宅の避難行動要支援者のうち、早期の避難が困難な方や避難に福祉車両が必要な方については、避難の体制が整うまでの間、屋内退避を継続できるように、県では、放射線防護施設の整備を進めています。

放射線防護施設の整備は、令和3年度までに28施設(医療機関8、社会福祉施設17、在宅の避難行動要支援者の屋内退避施設3)において完了しており、引き続き整備を進めてまいります。

放射線防護施設の例



内閣府では、一定の条件のもと試算した結果、陽圧化などの放射線防護対策を講じた鉄筋コンクリート造の建屋に屋内退避する場合、屋外滞在時と比較して外部被ばく線量は9割弱、内部被ばく線量は99%低減できるとしています。

日立市で令和元年度に実施した原子力災害避難訓練において、放射線防護施設の運営訓練として、陽圧化装置などの放射線防護設備を実際に操作する訓練を行いました。



放射線防護施設に要配慮者を受け入れる様子



陽圧化装置を起動する様子

▶今回の内容について、ご意見がございましたら下記までお寄せください。

茨城県防災・危機管理部 原子力安全対策課

住所：〒310-8555 水戸市笠原町978番6 TEL：029(301)2922 FAX：029(301)2929

E-mail：gentai1@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県 原子力安全対策課 検索



古紙ハルブ配合率60%再生紙を使用